証券コード　3067
平成27年12月10日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿五丁目６番１号 新宿やわらぎビル４階
株式会社東京一番フーズ
代表取締役社長　坂　本　大　地

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限である平成27年12月24日（木曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年12月25日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ハイアット リージェンシー 東京
地下１階「クリスタルルーム」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

３．目的事項

報告事項
１．第17期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第17期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件
第６号議案　当社及び当社子会社の取締役、使用人及び社外協力者に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.tokyo-ichiban-foods.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

①　事業の状況

当連結会計年度における我が国経済は、政府による景気対策や日銀の金融緩和の効果から雇用情勢の改善をはじめとした緩やかな景気回復基調で推移していたものの、中国経済の減速や欧州経済の停滞による影響が懸念されるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食産業においては消費の二極化が進み、節約型・低価格志向型が定着する一方で、高品質志向型の消費者も増加傾向にあり一部で明るさが見えはじめておりますが、人件費の上昇や原材料価格の高騰など、依然として厳しい状況が続いております。一方、東京オリンピック開催が決定したことに併せて、「和食」がユネスコ文化遺産に登録される等、日本食に対する注目が集まってきており、外国人旅行客の需要に対する期待感は益々高まってきております。

こうした状況のなか、当社グループは、総合水産企業として六次産業化の拡大を推進してまいりました。第１次・第２次産業においては当社の高品質な養殖魚の販路拡大による養殖事業の拡大に努め、第３次産業においては鮮魚業態への店舗展開、既存店におけるお客様のリピート率向上と新規顧客の獲得に努めてまいりました。

＜当社グループ事業の業績の状況＞

この結果、当連結会計年度につきましては、売上高38億16百万円（前期比8.1％増）、営業利益３億15百万円（前期比6.2％増）、経常利益３億45百万円（前期比8.0％増）、当期純利益２億20百万円（前期比4.3％増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、当社グループにおいては、飲食事業を主たる事業としており、その他に外販事業を行っております。外販事業の売上高、営業利益及び資産の金額は、それぞれ僅少でありますので、報告セグメントは飲食事業のみとなっておりますが、投資判断に資するために記載しております。

また、当連結会計年度より、従来の「水産物の販売」は「外販事業」にセグメント名称を変更しております。セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

イ　飲食事業

第３次産業としての飲食事業においては、平成26年11月に吉祥寺に「魚王KUNI」と「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」の複合店舗をオープンし、平成27年8月に「とらふぐ亭 川崎駅前店」の１階を「魚王KUNI川崎店」へ業態変更するなど、鮮魚業態の店舗展開を推進しております。また、主力業態の「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」においては、様々な販促施策を講じた結果、順調に業績を伸ばしております。

平成27年４月からは仕入価格の高騰により一部のコース価格を値上げしたものの、高品質な食材をお値打ち感のある価格で提供する当社の基本的な方針は変わらず、今後も顧客満足を重視した店舗運営と店舗展開を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度における飲食事業は、売上高34億80百万円（前期比5.3%増）となりました。

ロ　外販事業

第２次産業においては、宅配用の加工製品を外注から自社加工場での内製にしたことで商品の多様性が広がっております。その結果、平成27年2月にとらふぐ亭宅配オリジナル商品をテレビショッピングQVCチャンネルに出品したことに加え、平成24年10月に東京都のふぐ取扱規制が緩和されて以降、当社外販事業の主力商品である身欠きふぐ（除毒処理済ふぐ）の売上が堅調に推移しております。

第１次産業においては、自社クロマグロ「極海一番」の販売が軌道に乗ったことで売上が伸びております。また、国内外へのブリ等の出荷に向けて養殖事業を拡充してまいります。ブリの海外販売については、当社グループも出資する株式会社食縁を通じた海外市場販売を中心に位置付けています。その一環として平成27年5月に北米市場向けのブリ需要開拓のため「CHICAGO NRA SHOW 2015」に出展するなどの取り組みを実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における外販事業は、売上高３億34百万円（前期比48.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分＼期間	第 14 期 (平成24年９月期)	第 15 期 (平成25年９月期)	第 16 期 (平成26年９月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (平成27年９月期)
売上高（千円）	3,243,938	3,370,598	3,530,592	3,816,115
経常利益（千円）	185,149	230,255	320,237	345,898
当期純利益（千円）	169,983	208,840	210,929	220,041
１株当たり当期純利益	20円15銭	24円43銭	24円66銭	25円65銭
総資産（千円）	1,521,949	1,608,637	1,945,828	2,169,633
純資産（千円）	1,113,163	1,318,446	1,533,697	1,766,106
自己資本比率（%）	71.6	80.7	77.6	80.1

(注) 当社は、平成25年６月17日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年10月１日を効力発生日として、株式１株につき100株の株式分割を行っております。このため、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社長崎ファーム	3,000千円	100%	水産物の販売及び魚介類養殖事業

(4) 会社の対処すべき課題

① 食材の安全性の確保と情報発信について

昨今、食の安全性について様々な問題が取りざたされております。当社は従来より、自然の恵みである本物の食材をお客様にご提供することを最大のモットーとして掲げており、徹底的に食材にこだわっていきたいと考えております。そのモットーをより具体化するために、安全安心な食材を使用していることへの裏付けとして、主要食材である「国産高級とらふぐ」のトレーサビリティシステムを開発・運営してきております。

また、生産地との連携を強化して、新鮮かつ安全な食材を安定した価格で提供する購買ルートを独自に開発してきております。さらに、当社グループは生産地の養殖する活魚等を外販することによって生産地の活性化を支援し、推進してきております。

② 従業員の教育と人材の多様化について

当社のもう一つのモットーである「大切な人と過ごせる空間の演出」を更に効果的にするのが、店舗スタッフのきめ細かなサービスのご提供であると当社は考えております。またこれは同時に、リピーター顧客の獲得にも非常に重要なポイントを占めると考えております。

きめ細かなサービスをご提供するためには、スタッフ一人一人が当社のコンセプトである「食材・空間・サービスへのこだわり」を深く理解し、そのこだわりを持って「お客様をおもてなし」させていただく、ということを実践する必要があります。今後、店舗数の増加に伴い、店舗スタッフのサービスレベルを常に維持・向上させるべく、マニュアル化を効率的に進めてまいります。

また、当社は独立意欲のある社員に対して、独立教育プログラムを推進し、のれん分け制度を実施しております。今後、更なる人材育成を通じて、あらたなベンチャー企業家を輩出していくことを目指しております。

③ 情報システムについて

当社では、経営の基盤としての情報システムに関し、販売業務、仕入業務、当社主要食材のとらふぐトレーサビリティシステムが確立されております。今後は、この仕組みをより積極的に活用し、店舗サービスの標準化とコストの適正化、また、食材管理、勤怠管理の仕組みなど、情報システムを基盤とする内部統制を全社関係各部署が一丸となって一層強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年９月30日現在）

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県内にある「泳ぎとらふぐ料理専門店　とらふぐ亭」等の飲食店の運営及び水産物の販売。

(6) 本部及び店舗（平成27年９月30日現在）

本部　　東京都新宿区新宿五丁目６番１号

店舗　　50店舗（ＦＣ３店舗を含む）

(7) 従業員の状況（平成27年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
176名	２名増	29歳８ヶ月	４年６ヶ月

（注） 臨時従業員（アルバイト）の期中平均雇用人員数は約144名であり、これは上記従業員数には含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
175名	２名増	29歳８ヶ月	４年６ヶ月

（注） 臨時従業員（アルバイト）の期中平均雇用人員数は約143名であり、これは上記従業員数には含まれておりません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2．株式の状況（平成27年９月30日現在）

（1）発行可能株式総数　20,000,000株

（2）発行済株式の総数　8,734,000株

（3）株主数　5,010名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
坂本大地	2,242,000株	25.9%
㈱なにわ	1,913,100株	22.1%
東京一番フーズ従業員持株会	83,000株	1.0%
アサヒビール㈱	78,500株	0.9%
坂本洋平	72,500株	0.8%
良川忠必	70,000株	0.8%
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	42,800株	0.5%
関根弘良	42,600株	0.5%
惠本正志	36,700株	0.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口３）	32,700株	0.4%

（注）　持株比率は自己株式（87,564株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の保有状況

① 平成18年３月13日開催の臨時株主総会決議による旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定による新株予約権

・新株予約権の数　28個
・新株予約権の目的となる株式の種類及び数　普通株式　14,000株
・新株予約権の払込金額　無償
・権利行使時の１株当たり払込金額　60円
・新株予約権を行使することができる期間　平成20年４月１日から平成28年３月11日まで
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
取締役	―	―	―
監査役	20個	普通株式　10,000株	１名

（注）１．平成19年７月１日付で普通株式１株を５株に分割する株式分割を行ったため、目的となる株式数は調整しております。
２．平成25年10月１日付で普通株式１株を100株に分割する株式分割を行ったため、目的となる株式数は調整しております。

② 平成20年12月24日開催の定時株主総会決議による会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権

・新株予約権の数　1,555個
・新株予約権の目的となる株式の種類及び数　普通株式　155,500株
・新株予約権の払込金額　無償
・権利行使時の１株当たり払込金額　227円
・新株予約権を行使することができる期間　平成23年12月18日から平成30年12月23日まで
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
取締役	725個	普通株式　72,500株	２名
監査役	65個	普通株式　6,500株	２名

（注）　平成25年10月１日付で普通株式１株を100株に分割する株式分割を行ったため、目的となる株式数は調整しております。

③　平成24年12月25日開催の定時株主総会決議による会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権

・新株予約権の数　1,060個
・新株予約権の目的となる株式の種類及び数　普通株式　106,000株
・新株予約権の払込金額　無償
・権利行使時の１株当たり払込金額　229円
・新株予約権を行使することができる期間　平成28年９月27日から平成34年９月26日まで
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
取締役	360個	普通株式　36,000株	３名
監査役	―	―	―

（注）　平成25年10月１日付で普通株式１株を100株に分割する株式分割を行ったため、目的となる株式数は調整しております。

④　平成25年12月25日開催の定時株主総会決議による会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権

・新株予約権の数　986個
・新株予約権の目的となる株式の種類及び数　普通株式　98,600株
・新株予約権の払込金額　無償
・権利行使時の１株当たり払込金額　394円
・新株予約権を行使することができる期間　平成31年８月29日から平成35年８月28日まで
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	275個	普通株式　27,500株	３名
社外取締役	50個	普通株式　500株	１名
監査役	―	―	―

(2) その他の新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

4．会社役員の状況

（1）取締役及び監査役に関する事項（平成27年9月30日現在）

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂本大地	
取締役副社長	井野一三美	管理本部長兼財務経理部長
取締役	良川忠必	商品本部長兼外販事業部長 ㈱長崎ファーム代表取締役社長 ㈱食縁取締役
取締役	河原庸仁	㈱T&K Management systems代表取締役社長
常勤監査役	平野秀樹	
監査役	村上徹	㈱JBAホールディングス取締役
監査役	福間智人	福間智人法律事務所代表

（注）1．取締役河原庸仁氏は、社外取締役であります。
2．常勤監査役平野秀樹氏及び監査役福間智人氏は、社外監査役であります。
3．監査役村上徹氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役福間智人氏は、弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4．社外取締役及び社外監査役を選任するための当社の基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立性に関する判断基準を参考にしております。
5．取締役河原庸仁氏、常勤監査役平野秀樹氏及び監査役福間智人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （1）	42,154千円 (3,720)
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2）	8,450千円 (6,450)
合計 （うち社外役員）	7名 （3）	50,604千円 (10,170)

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成17年12月30日開催の第7回定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成17年12月30日開催の第7回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4．上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役2,020千円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼任

監査役福間智人氏は、福間智人法律事務所の代表を兼務しております。当社と同事務所との間には特別な利害関係はありません。

取締役河原庸仁氏は、㈱T&K Management systemsの代表取締役社長を兼務しております。当社と同社との間には、経営コンサルティング業務にかかる契約がありますが、当社の支払う報酬額に重要性はありません。

② 社外役員の主な活動状況

	活動状況
取締役 河原庸仁	当事業年度15回開催した取締役会の全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般について、適宜発言を行っております。
常勤監査役 平野秀樹	当事業年度15回開催した取締役会の全てに出席し、13回開催した監査役会の全てに出席し、企業経営に関わる見識に基づき、取締役会の意思決定及びコーポレートガバナンスの妥当性について、適宜発言を行っております。
監査役 福間智人	当事業年度15回開催した取締役会の全てに出席し、13回開催した監査役会の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定することができる契約を締結しております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,850千円

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、関係部門及び会計監査人より必要な書類の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、コンフォートレターの作成業務に対する対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催する。

・「取締役会規程」において、重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定を行う。

・監査役は、原則取締役会に出席し、取締役の業務執行状況について監視を行う。

・社長直轄の内部監査室を設け、経営監視機能を高めるとともに、各部署における業務執行が法令･定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図る。

・社会規範・業界規範・社内規範等、広く社会の「きまり」を守ることを徹底するため、社内に「賞罰委員会」を設置し、使命感・倫理観の向上を図るとともにコンプライアンス体制を確立する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理するものとする。

取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る規程を制定し、取締役を含めた各部門長で構成する「リスク管理委員会」を年２回開催し、徹底したリスクの洗い出しを行う。

内部監査部門は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、監査役会及び取締役会に報告する。

また、リスクが顕在化した場合には、対応マニュアルに基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・経営に関する重要事項については、「経営協議会」を毎月定期的に開催し、取締役会付議事項の事前審議・報告を行う。

・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する統制体制を整備するとともに、業務活動における支援を行う。

・子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。

・子会社の代表は、定期的に子会社の運営状況について当社に報告を行う。

・当社内部監査室は、必要に応じて会計監査及び業務監査を実施する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、これを置くこととする。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助の使用人を置く場合には、当該使用人は監査役会の直属の指揮命令下に配置し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定する。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より、重要事項の報告を受け、関係書類の配布ならびに詳細な説明を受ける。

・取締役及び使用人は、当社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告することとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。

・監査役は、内部監査室より、内部監査状況について報告を受ける。

⑨　その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役会は、内部監査室、会計監査人と定期的な報告会を開催し、相互連携を図る。

・監査役会は、代表取締役社長と定期的に情報・意見交換を行う。

⑩　反社会的勢力排除のための体制

社員に対して行っている研修において、反社会的勢力及び団体への対応のあり方を指導している。

７．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（平成26年度法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査役会は13回、経営協議会は10回、リスク管理委員会は２回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(平成27年９月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,431,780**	**流動負債**	**385,821**
現金及び預金	1,093,664	買掛金	85,916
売掛金	83,434	未払金	107,692
仕掛品	123,954	未払法人税等	69,472
原材料	36,881	賞与引当金	15,954
繰延税金資産	18,440	その他	106,786
その他	75,404	**固定負債**	**17,705**
固定資産	**737,852**	その他	17,705
有形固定資産	**348,712**		
建物	170,065		
構築物	2,380		
船舶	881		
車両運搬具	337	**負債合計**	**403,526**
工具、器具及び備品	27,680	**純資産の部**	
土地	147,365	**株主資本**	**1,738,497**
無形固定資産	**386**	**資本金**	**477,026**
ソフトウェア	386	**資本剰余金**	**379,026**
投資その他の資産	**388,754**	**利益剰余金**	**912,800**
投資有価証券	20,000	**自己株式**	**△30,357**
敷金保証金	340,897	**新株予約権**	**27,609**
破産更生債権等	21,478		
貸倒引当金	△21,478		
その他	27,856	**純資産合計**	**1,766,106**
資産合計	**2,169,633**	**負債・純資産合計**	**2,169,633**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,816,115**
売上原価		**1,258,231**
売上総利益		**2,557,883**
販売費及び一般管理費		2,242,197
営業利益		**315,686**
営業外収益		
受取利息	528	
受取家賃	4,379	
取引先協賛金	8,434	
債務勘定整理益	1,376	
受取保険金	7,581	
その他	8,018	30,317
営業外費用		
その他	105	105
経常利益		**345,898**
特別利益		
新株予約権戻入益	170	170
特別損失		
固定資産除却損	249	249
税金等調整前当期純利益		**345,819**
法人税、住民税及び事業税	**121,635**	
法人税等調整額	**4,142**	**125,777**
少数株主損益調整前当期純利益		**220,041**
当期純利益		**220,041**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
平成26年10月１日残高	472,806	374,806	692,759	△30,357	1,510,014	23,683	1,533,697
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	4,220	4,220	―	―	8,441	―	8,441
当期純利益	―	―	220,041	―	220,041	―	220,041
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	―	―	―	―	―	3,926	3,926
連結会計年度中の変動額合計	4,220	4,220	220,041	―	228,483	3,926	232,409
平成27年９月30日残高	477,026	379,026	912,800	△30,357	1,738,497	27,609	1,766,106

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　1社

連結子会社名　　株式会社長崎ファーム

(2) 連結子会社の事業年度に関する事項

株式会社長崎ファームの決算日は連結決算日と一致しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

原材料・仕掛品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

建物（付属設備を除く）　　定額法

その他の有形固定資産　　定率法

建物　　4年～33年

工具、器具及び備品　　3年～10年

ロ 無形固定資産

自社利用のソフトウェア　　社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ 長期前払費用　　均等償却

③ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金　　従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　1,418,916千円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）連結会計年度の末日における発行済株式及び自己株式の数

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式（注）	8,640,500	93,500	－	8,734,000
自己株式	87,564	－	－	87,564

(注)　発行済株式の増加93,500株は新株予約権行使に伴う新株発行による増加であります。

（2）配当に関する事項

①　配当金支払額

該当事項はありません。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年12月25日開催の第17回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	43,232	5.00	平成27年9月30日	平成27年12月28日

（3）当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)に関する事項

	平成18年３月13日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権	平成20年12月24日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	14,000株	155,500株

4．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、運転資金、設備投資資金は、自己資金で賄い、必要な資金が生じた場合には、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年９月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価の把握が極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２）参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	1,093,664	1,093,664	―
(2) 売掛金	83,434	83,434	―
(3) 敷金保証金	340,897	340,572	△324
(4) 買掛金	(85,916)	(85,916)	―
(5) 未払金	(107,692)	(107,692)	―
(6) 未払法人税等	(69,472)	(69,472)	―

（*）負債に計上されているものについては、(　) で表示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、想定した賃借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式	20,000

当該株式については市場価格がなく、かつ、合理的な将来キャッシュ・フローを見積ることが困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　201円07銭

(2) １株当たり当期純利益　25円65銭

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年９月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,243,297**	**流動負債**	**397,191**
現金及び預金	1,060,532	買掛金	111,987
売掛金	68,542	未払金	145,988
原材料	24,796	未払費用	13,560
前払費用	49,847	未払法人税等	62,805
関係会社短期貸付金	5,062	預り金	39,008
繰延税金資産	17,921	賞与引当金	15,186
その他	16,595	その他	8,655
固定資産	**783,354**	**固定負債**	**17,705**
有形固定資産	**305,839**	その他	17,705
建物	151,675		
車両運搬具	70	**負債合計**	**414,896**
工具、器具及び備品	10,110	**純資産の部**	
土地	143,982	**株主資本**	**1,584,146**
無形固定資産	**386**	**資本金**	**477,026**
ソフトウェア	386	**資本剰余金**	**379,026**
投資その他の資産	**477,128**	資本準備金	379,026
関係会社株式	12,684	**利益剰余金**	**758,449**
関係会社長期貸付金	100,000	その他利益剰余金	758,449
敷金保証金	337,830	繰越利益剰余金	758,449
その他	26,613	**自己株式**	**△30,357**
		新株予約権	**27,609**
		純資産合計	**1,611,755**
資産合計	**2,026,652**	**負債・純資産合計**	**2,026,652**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**3,455,170**
売上原価		**1,133,677**
売上総利益		**2,321,493**
販売費及び一般管理費		2,102,869
営業利益		**218,623**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,875	
受取保険金	7,581	
取引先協賛金	8,434	
経営指導料	8,334	
その他	6,121	32,346
営業外費用		
その他	104	104
経常利益		**250,865**
特別利益		
新株予約権戻入益	170	170
税引前当期純利益		**251,036**
法人税、住民税及び事業税	**91,746**	
法人税等調整額	**4,379**	**96,125**
当期純利益		**154,910**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成26年10月１日残高	472,806	374,806	374,806	603,539	603,539
事業年度中の変動額					
新株の発行	4,220	4,220	4,220	―	―
当期純利益	―	―	―	154,910	154,910
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	―	―	―	―	―
事業年度中の変動額合計	4,220	4,220	4,220	154,910	154,910
平成27年９月30日残高	477,026	379,026	379,026	758,449	758,449

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
平成26年10月１日残高	△30,357	1,420,794	23,683	1,444,477
事業年度中の変動額				
新株の発行	―	8,441	―	8,441
当期純利益	―	154,910	―	154,910
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	―	―	3,926	3,926
事業年度中の変動額合計	―	163,352	3,926	167,278
平成27年９月30日残高	△30,357	1,584,146	27,609	1,611,755

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式　　移動平均法による原価法

② たな卸資産

原材料　　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（付属設備を除く）　　定額法

その他の有形固定資産　　定率法

建物	4 年～33年
工具、器具及び備品	3 年～10年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア　　社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法

③ 長期前払費用　　均等償却

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」（前事業年度2,192千円）については、金額的重要性を考慮して、当事業年度より区分掲記しております。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,319,518千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	1,030千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	84,435千円

(4) 保証債務

関係会社の仕入先からの金銭債務に対し、債務保証を行っております。

株式会社長崎ファーム	1,998千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社に対する取引

営業取引による取引高	
原材料仕入高	840,549千円
営業取引以外の取引高	9,704千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の数

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
自己株式	87,564	―	―	87,564

6．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,020千円
未払費用	3,201千円
未払事業税	1,192千円
減損損失	33,390千円
株式報酬費用	9,127千円
その他	1,421千円
繰延税金資産小計	53,353千円
評価性引当額	△35,431千円
繰延税金資産合計	17,921千円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の35.64%から33.06%になります。

この税率変更による影響は軽微であります。

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)(注)1	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱長崎ファーム	3,000	水産物の販売	100	役員3名	食材の仕入	主要食材(とらふぐ)の仕入(注)2	840,549	買掛金	84,435
							資金の貸付(注)3	8,664	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	5,062 100,000
							利息の受取(注)3	1,370	その他(流動資産)	—

(注) 1．取引金額には消費税等は含んでおりません。
2．食材の仕入価格については、市場価格を参考に決定しております。
3．資金の貸付については、貸付利率は市場金利を参考にして利率を合理的に決定しております。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　183円21銭
(2) 1株当たり当期純利益　18円06銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月10日

株式会社　東京一番フーズ
　取締役会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　阿　部　　功　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　島　達　弥　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社東京一番フーズの平成２６年１０月１日から平成２７年９月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京一番フーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月10日

株式会社　東京一番フーズ
　取締役会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　阿　部　　功　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　島　達　弥　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東京一番フーズの平成２６年１０月１日から平成２７年９月３０日までの第１７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決定に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の権限の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

平成27年11月17日

株式会社東京一番フーズ監査役会

常勤監査役　平　野　秀　樹　㊞

監　査　役　村　上　　徹　㊞

監　査　役　福　間　智　人　㊞

(注)　常勤監査役平野秀樹、監査役福間智人は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、財務基盤の強化を図るため内部留保に重点を置き、これまで無配とさせていただいておりましたが、業績が堅調に推移するとともに財務基盤も整ってきたことから、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財源の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金５円
　　総額43,232,180円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年12月28日

第２号議案　定款一部変更の件

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図る観点から社外取締役を増員するため、取締役の員数の上限を５名から６名に変更するものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております。）

現行定款	変更（案）
第１条～第16条（条文省略）	第１条～第16条（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第17条　当社の取締役は５名以内とする。	第４章　取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第17条　当社の取締役は６名以内とする。
第18条～第44条（条文省略）	第18条～第44条（現行どおり）

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役４名は本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、第２号議案の「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件に、コーポレートガバナンス強化を図る観点から、新たな取締役候補者２名（うち社外取締役候補者１名）を合わせた取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	坂本（さかもと）　大地（だいち） (昭和42年12月19日生)	平成10年10月　㈲東京一番フーズ（現当社）設立 取締役就任 平成11年９月　同社代表取締役就任 平成12年９月　当社代表取締役社長就任（現任） 平成13年12月　㈲新宿活魚（現㈱長崎ファーム） 取締役就任（現任）	2,242,000株
2	井野（いの）　一三美（いさみ） (昭和19年９月６日生)	平成７年１月　㈱三和銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）新瑞橋支店長就任 平成17年10月　当社監査役就任 平成20年６月　当社社外取締役就任 平成22年12月　当社取締役副社長管理本部長就任（現任） ㈱長崎ファーム監査役就任（現任） 平成25年10月　当社財務経理部長（現任）	15,000株
3	良川（よしかわ）　忠必（ただし） (昭和50年12月26日生)	平成16年１月　㈲新宿活魚（現㈱長崎ファーム） 取締役就任 平成18年３月　同社代表取締役社長就任（現任） 平成21年６月　当社執行役員就任 平成22年12月　当社取締役商品本部長兼外販事業部長就任（現任） 平成26年11月　㈱食縁取締役就任（現任）	70,000株
4	※ 岩成（いわなり）　和子（かずこ） (昭和24年４月１日生)	昭和47年４月　㈱インテック入社 昭和48年４月　財団法人流通経済研究所入所 平成８年４月　東京水産大学（現東京海洋大学） 助教授就任 平成21年11月　当社入社、執行役員システム部長就任 平成25年12月　執行役員マーケティング担当部長就任（現任）	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	河原（かわはら） 庸仁（つねひと） (昭和40年11月30日生)	平成13年７月 ㈱リンク・ワン 代表取締役専務就任 平成14年４月 同社代表取締役社長就任 平成20年６月 河原庸仁事務所開所　代表就任 平成21年４月 ㈱ T&K Management systems 設立　取締役就任 平成24年５月 同社代表取締役社長就任（現任） 平成25年12月 当社取締役就任（現任）	一株
6	※ 平野（ひらの） 秀樹（ひでき） (昭和24年１月11日生)	昭和46年４月 日興証券㈱（現SMBC日興証券㈱）入社 平成14年３月 同社常務取締役第一エリア担当 平成16年４月 日興企業㈱取締役社長就任 平成20年６月 当社常勤監査役就任（現任）	一株

（注）１．※印は新任候補者であります。

２．河原庸仁氏が代表取締役社長を務める㈱T&K Management systemsと当社とは、経営コンサルティング業務にかかる契約がありますが、当社の支払う報酬額に重要性はありません。その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

３．河原庸仁氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、同所有価証券上場規程第436条の２に基づき、独立役員として選定しております。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役就任からの年数は、本総会終結の時をもって、２年であります。

４．平野秀樹氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、同所有価証券上場規程第436条の２に基づき、独立役員として選定する予定であります。なお、平野秀樹氏は、現在当社の社外監査役であり、同所の定めに基づき独立役員として届け出ております。同氏の社外監査役就任からの年数は、本総会終結の時をもって、７年６ヶ月であります。

５．取締役候補者河原庸仁氏を社外取締役候補者とした理由

河原庸仁氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

６．取締役候補者平野秀樹氏を社外取締役候補者とした理由

平野秀樹氏につきましては、平成20年６月に当社社外監査役に就任し、適切かつ有益な意見や指摘をなされてきました。長年にわたり証券会社幹部として従事された経験を活かし、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

７．河原庸仁氏及び平野秀樹氏が取締役に選任された場合、両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

常勤監査役平野秀樹氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となり、監査役村上徹氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、新たな監査役候補者２名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。なお、本議案に関しては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ 清水　健一（しみず　けんいち） (昭和29年11月30日生)	昭和52年４月　日興証券㈱（現SMBC日興証券㈱）入社 平成18年２月　同社常務取締役 第四総合法人本部長就任 平成22年３月　同社専務執行役員 西日本法人本部長就任 平成23年４月　日興ビジネスシステムズ㈱ 取締役社長就任 平成26年12月　当社顧問就任	8,100株
2	※ 松田　賢一郎（まつだ　けんいちろう） (昭和40年８月11日生)	平成元年10月　中央監査法人入所 平成12年４月　公認会計士松田賢一郎事務所設立 代表就任（現任） 平成18年３月　当社監査役就任 平成19年３月　㈱JBAホールディングス取締役就任 (現任) 平成24年12月　当社監査役退任	一株

(注)　１．※印は新任候補者であります。
２．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．各監査役候補者は社外監査役候補者であります。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、同所有価証券上場規程第436条の２に基づき、独立役員として選定する予定であります。
４．監査役候補者清水健一氏を社外監査役候補者とした理由
清水健一氏につきましては、平成26年12月８日から平成27年12月７日まで従事していただいた当社の顧問としての実績や、長年にわたり証券会社幹部として従事された経験を活かし、コーポレートアクションの妥当性の検証、また取締役会の意思決定の妥当性・適正性の検証を、社外監査役として経営陣から独立した立場で、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
５．監査役候補者松田賢一郎氏を社外監査役候補者とした理由
松田賢一郎氏につきましては、平成18年3月から平成24年12月まで当社の社外監査役を歴任されたこと、また、公認会計士ならびに税理士としての専門的知識・豊富な経験に基づく見地から、社外監査役として当社の経営全般に対して指導及び監査いただけると判断したものであります。
６．清水健一氏及び松田賢一郎氏が監査役に選任された場合、両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

第５号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

（提案の理由）

当社は、取締役（社外取締役を含む）について、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることといたしたいと存じます。

会社法（平成17年法律第86号)施行後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権が、取締役の報酬等に該当することとなったことに伴い、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につきご承認をお願いするものであります。

なお、ストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績、及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は４名（うち社外取締役は１名）でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、６名（うち社外取締役は２名）となります。

（議案の内容）

1．当社の取締役の報酬額は平成17年12月30日開催の第7回定時株主総会において、年額200百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の年額55百万円（うち社外取締役は5百万円）を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。

2．当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下の内容といたしたく存じます。

(1)　新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数

2,200個（うち社外取締役200個）を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、

株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

当社普通株式220,000株（うち社外取締役20,000株）を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を株式数の上限とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額に2.00を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後5年を経過した日より4年間とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(5) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(4)に記載のない新株予約権の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

3．上記取締役の報酬等の額及び具体的な内容には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたしたく存じます。

第６号議案　当社及び当社子会社の取締役、使用人及び社外協力者に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及び社外協力者に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及び社外協力者に対し新株予約権を無償で発行したいと存じます。

２．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1)　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記（3）に定める内容の新株予約権4,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式400,000株を上限とし、下記（3）①により付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2)　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3)　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額に2.00を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

ⅰ 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

ⅱ 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

ⅲ さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日後5年を経過した日から4年間とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資

本準備金に関する事項

ⅰ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ⅱ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ⅰ記載の資本金等増加限度額から上記ⅰに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥ 新株予約権の取得条項

以下のⅰ、ⅱ、ⅲ、ⅳ又はⅴの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ⅰ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ⅱ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ⅲ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ⅳ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ⅴ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑦ 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿

って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

ⅰ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ⅱ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

ⅳ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記ⅲに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

ⅶ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

ⅷ 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

ⅸ その他の新株予約権の行使の条件

下記⑨に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以上

株主総会会場ご案内図



ハイアット リージェンシー 東京

東京都新宿区西新宿二丁目７番２号

地下１階「クリスタルルーム」

●新宿駅(西口)より徒歩約10分

●東京メトロ丸ノ内線西新宿駅より徒歩約４分

●都営大江戸線都庁前駅に直結